

第 68 号議案

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 6 月 10 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年大分県条例第 3 号）等の施行に伴い、療育手帳に係る特定個人情報の利用等に関し条例改正の必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年豊後大野市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

4 市長	法別表第 2 の第 4 欄に障害者関係情報(同欄に規定する身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者に関する情報をいう。右欄において同じ。)を掲げる同表第 2 欄の事務(市長が実施する事務に限る。)	障害者関係情報又は療育手帳(児童相談所(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所をいう。)又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障害であると判定された者に対して大分県知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。